

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	明石市 個人住民税の賦課徴収に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、個人住民税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	個人住民税は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者に対して課税を行うものである。 また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ① 課税資料(個人住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)を收受する。 ② 課税資料の画像及び内容をデータ化する。 ③ 課税資料を賦課期日現在の宛名情報と結び付ける。 ④ 賦課期日現在、本市内に住民登録がない者について、本市に課税権がないと判断した場合は、住民登録地に課税資料を回送する。 ⑤ 賦課決定を行い、税額決定通知書を出力する。 ⑥ 住民登録外課税を行った者の住民登録地に、本市が個人住民税を課税した旨を通知する。 ⑦ 給与に係る特別徴収義務者及び公的年金に係る特別徴収義務者に、特別徴収税額を通知する。 ⑧ 給与に係る特別徴収納税義務者に対し、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ⑨ 普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 ⑩ 納税義務者から修正申告等がなされた場合には、賦課更正を行い、税額変更通知書を送付する。 ⑪ 扶養判定処理を行う。賦課期日現在、他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し所得照会を行い、扶養要件を確認する。 ⑫ 特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し税額通知書を送付する。 ⑬ 年金に係る特別徴収納税義務者が死亡した場合等には、年金保険者に対し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴収に繰り入れ、税額通知書を送付する。 ⑭ 給与支払報告書の未提出事業所に対し、報告書の提出指導や調査を行う。 ⑮ 未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 ⑯ 生活保護法により扶助を受ける場合など減免事由に該当する場合は、減免申請書を受付け減免を行う。 ⑰ 納税者からの申請により、所得証明書をはじめとする各種証明書を発行する。 ⑱ 金融機関等からの領収済通知書(公金収納データを含む。)により、収納を確認し、消込を行う。 ⑲ 納税者からの依頼により、市税の口座振替を行う。 ⑳ 納付額について、過納・誤納が生じた場合、還付又は充当を行い、通知書を発行する。 ㉑ 納期限までに納付されなかった場合に、督促状送付や納付催告、滞納処分等の滞納整理を行う。
③システムの名称	個人住民税システム 国税連携システム 審査システム 住民基本台帳ネットワークシステム 共通宛名システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム 中間サーバー 証明書コンビニ交付システム 滞納整理システム マイナポータルぴったりサービス 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル、市税滞納管理ファイル、公金受取口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 及び 別表の項番24 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条 別表の項番8
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番1、2、3、4、5、 7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、7 3、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、 125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、15 8、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 <情報照会の根拠> 番号法第19条8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番48	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	①総務局税務室(市民税課、税制課、納税課) ②総務局総務管理室情報管理課	
②所属長の役職名	①課長 ②課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	明石市 政策局 市民相談室 行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5003	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	明石市 総務局 税務室 市民税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL 078-918-5013	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には5情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介入するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	-------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月16日					事務区分の見直しおよびシステム標準化に伴う評価の再実施(旧評価書番号2)
令和8年9月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	個人住民税は、地方税法に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者に対して課税を行うものである。 (略)	個人住民税は、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者に対して課税を行うものである。 (略)	事後	重要な変更にあたらないため
令和8年9月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 及び 別表の項番24 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 及び 別表の項番24 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 明石市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第34号)第4条 別表の項番8	事後	重要な変更にあたらないため (独自利用事務の追加に伴う修正)
令和8年9月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 <情報照会の根拠> (略)	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 <情報照会の根拠> (略)	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)
令和8年9月4日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。～後略～	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には5情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。～後略～	事後	重要な変更にあたらないため (法改正による修正)